

独立行政法人水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 件 名 | 草木ダム河川監視カメラ等機器設定他業務 |
| 2 業 務 場 所 | 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から 令和8年6月30日 まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|------------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「ソフトウェア、情報処理、提供サービス」の認定を受けており、営業品目の「ソフトウェア、プログラム等のシステム開発・保守等」に登録されている者。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和 8 年 4 月 1 日 16:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課
電子メール nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300 |
| 5) 質 問 書 提 出 期 限 | 令和 8 年 3 月 25 日 12:00 まで |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年4月2日 12:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 6 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後の一括支払</u> となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

草木ダム河川監視カメラ等機器設定他業務

仕 様 書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「草木ダム河川監視カメラ等機器設定他業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 目的

本業務は、別途調達・設置を行う河川監視カメラ等の機器について、機構が有する河川巡視システムに組み込むための機器設定を行うものである。併せて、これまでに構築した河川巡視システムの保守を行うものである。

第3節 業務概要

3-1 成果品納入場所

群馬県みどり市東町座間564-6

独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

3-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

河川監視カメラ等機器設定	1 地点
河川巡視システム保守	1 式

第4節 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年6月30日までとする。

第5節 関連業務等

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。

(1) 草木ダム河川監視カメラ設置工事

2. この関連業務等は、本業務に密接な関連があるので、受注者は工程等について、当該業務等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

第6節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第7節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。

(1) 業務着手時

(2) 成果物納入時

第8節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。

(1) 草木ダム河川巡視の合理化に係る実施設計等業務報告書（令和7年3月）

(2) 既往の点検記録

(3) その他、担当職員が必要と認めた資料

2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、担当職員と協議するものとする。

第9節 業務内容

9-1 監視カメラ等機器設定

受注者は、別途調達・設置を行う河川監視カメラ等の機器について、以下の設定等を行うものとする。なお、機器設置地点は次表に示す1地点とする。

1. 機構が有する河川巡視システムとの機器の連携
2. 河川監視カメラのプリセット画角の設定（1地点あたり40画角程度）
3. 機器設置後の動作確認・総合調整
4. 報告書作成

機器設置地点	備考
五月橋	ネットワークカメラ、スピーカ

9-2 河川巡視システム保守

受注者は、以下の作業を毎月定期的を実施するものとし、遠隔操作で実施することを基本とする。異常が確認された場合は、速やかに担当職員に電話・メール等で報告し、原因の調査及び機能の復旧を行うものとする。なお、現地に設置された機器の交換等のハード面の整備は、本業務の対象としない。

1. クラウド側システムの点検

(1) UI 操作確認

Web 操作画面における巡視機能・映像再生機能等の基本操作について、表示内容及び動作の正常性を確認する。

(2) ログ点検

クラウド環境上の Windows イベントログならびに各種アクセスログを確認し、異常やエラーの有無を点検する。

(3) システム更新状況の確認

対象システムに対して、OS パッチ及び証明書の適用状況を確認し、最新の状態に維持する。

2. 現地側システムの点検

(1) 稼働状況の確認

現地に設置されたネットワークカメラ、スピーカ等の IoT 機器について、基本的な動作確認を行う。なお、機器設置地点及び主な設置機器は次表のとおりである。

機器設置地点	主な設置機器
萬年橋	ネットワークカメラ、スピーカ
神戸駅前	スピーカ
松島橋	ネットワークカメラ、スピーカ
下松島橋	スピーカ
東橋	ネットワークカメラ、スピーカ
東瀬橋	ネットワークカメラ、スピーカ

小黒川橋	ネットワークカメラ、スピーカ
くろほね大橋	ネットワークカメラ、スピーカ
貴船橋	ネットワークカメラ、スピーカ

(2) 記録データの確認

取得された画像および音声データについて、正確性の確認を行う。

(3) 通信状況の確認

現地機器とクラウドシステム間の通信状況について、通信断や異常応答の有無等の確認を行う。

3. 運用状況や現地環境の変化に応じた設定変更等

河川巡視システムの機能について、既存機能・構成の範囲内で以下について担当職員の指示のもと改善・向上に対応するものとする。なお、システム全体の改修や新規機能の追加は含まないものとする。

(1) ネットワークカメラのプリセット調整

各巡視対象地点に設定されたカメラ画角のプリセットについて、追加・変更を実施する。

(2) スピーカー再生音声の変更

ネットワークスピーカーに登録された再生音声について、再生内容の追加・変更を実施する。

(3) その他

上記の他、既存機能・構成の範囲内で実施可能な設定変更等を実施する。

4. 履行報告

受注者は、上記1. から3. について毎月作業記録を担当職員に報告するものとする。

第10節 疑義等

受注者は、この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

業務数量総括表

業務名	草木ダム河川監視カメラ等機器設定他業務			
業種区分・業種・種別	規格	単位	数量	摘要
河川監視カメラ等機器設定		式	1	
機器設定		式	1	
機器設定		式	1	
機器設定		地点	1	五月橋地点
打合せ等		式	1	
打合せ等		式	1	
打合せ		式	1	
直接経費		式	1	
旅費交通費		式	1	
旅費交通費（率計上・宿泊無）		式	1	
直接原価（その他原価除く）		式	1	
その他原価		式	1	
一般管理費等		式	1	
業務価格（1）		式	1	
河川巡視システム保守		式	1	
システム保守		式	1	
システム保守		式	1	
システム保守		式	1	
直接経費		式	1	
クラウドシステム利用料		式	1	
クラウドシステム利用料		式	1	
直接業務費		式	1	
間接業務費		式	1	
諸経費		式	1	
業務価格（2）		式	1	
業務価格		式	1	業務価格（1）＋（2）
消費税相当額		式	1	
業務委託料		式	1	

見積参考資料

業務名	草木ダム河川監視カメラ等機器設定他業務			
業種区分・業種・種別	規格	単位	数量	摘要（見積参考資料）
河川監視カメラ等機器設定		式	1	
機器設定		式	1	
機器設定		地点	1	技師C：4.0/地点
打合せ等		式	1	
打合せ		式	1	2回以上（技師C：0.5/回）
直接経費		式	1	
旅費交通費		式	1	
旅費交通費（率計上・宿泊無）		式	1	直接人件費の0.63%
直接原価（その他原価除く）		式	1	
その他原価		式	1	直接人件費×0.5385
一般管理費等		式	1	業務原価×0.5385
河川巡視システム保守		式	1	
システム保守		式	1	
システム保守		式	1	(システム管理技術者2：3.5時間/月) (システム管理技術者3：15時間/月)
直接経費		式	1	
クラウドシステム利用料		式	1	(利用料：4,500円/月・地点、 税抜き)

「見積依頼書等の交付受領書」をご提出いただいた方に別添資料を交付します。

河川監視カメラ等機器設定他業務 別添資料

- 別添資料
1. 位置図（機器設置地点）
 2. 河川巡視システム全体構造図
 3. 現場ネットワーク機器構成図
 4. 河川巡視システム表示画面
 5. 機器仕様

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月19日に交付された「草木ダム河川監視カメラ等機器設定他業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。